

【出向者取扱基本契約書（例）】

▲▲病院（以下「甲」という）と ◆◆病院／診療所（以下「乙」という）は、甲から乙への出向者 ●●（以下「丙」という）の取り扱いについて次の通り基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

（出向の定義）

第1条 本契約でいう「出向」とは、甲・乙協議の上、甲の職員が甲に在籍のまま甲の命により、法人格を異にする乙の業務に一定期間従事することをいう。

（出向の目的）

第2条 甲は丙を、◆◆病院／診療所助産師として乙に出向させる。

（出向契約期間）

第3条 本契約の期間は平成●●年●月●日から平成●●年●月●●日とする。

2 丙の出向期間を変更するときは、変更予定日の少なくとも1ヶ月前までに、甲・乙協議の上決定し丙に決定後速やかに通知する。

（勤務）

第4条 丙は、出向期間中、乙の指揮命令に従って乙の業務に従事する。

2 丙の乙における就業時間、公休日等の勤務条件ならびに服務規律に関する取り扱いは、特に定めのない限り、甲の就業規則に従うものとする。

3 丙の年次有給休暇日数については、乙は甲の基準を継承するものとする。

4 丙の特別休暇日数について乙は甲の基準を継承するものとする。

（表彰・懲戒）

第5条 丙が乙において、表彰事由・懲戒事由に該当することがあったときは、懲戒解雇を除き乙の基準に基づいて取り扱う。なお、乙が丙に対し懲戒を行おうとするときは、乙は甲と事前に協議するものとする。

2 丙が乙において、乙の基準による懲戒解雇に該当することがあったときは、丙を甲に復職させた後、甲の基準に基づいて取り扱う。

（解雇・退職）

第6条 丙が、出向期間中において、乙の就業規則第●条（自己都合退職）および 第●条（解雇）に定める解雇事由もしくは退職に該当するときには、甲は丙を甲に復職させる。復職後の丙の取り扱いは甲の基準による。

（労働条件変更等の連絡）

第7条 甲および乙は、丙に関わる人事扱いおよび労働条件に変更があったときには遅滞なくそれぞれ相手方に連絡するものとする。

2 乙は、丙の乙における役職名を変更しようとするときは、甲の了解を得て行うものとする。

3 乙は、丙の毎月の勤務状況を、乙の書式に従って翌月 ● 日迄に甲に遅滞なく報告するものとする。

（給与支給の原則と負担区分）

第8条 給与の取り扱いは、甲の基準により甲が丙に直接支給し、その支給相当額を甲が乙に対し請求するものとする。

2 給与計算期間の中途において赴任、もしくは帰任が発生した場合は、その期間の日数割合に基づき分担する。

（賞与支給の原則と負担区分）

第9条 賞与の取り扱いは、甲の基準により甲が丙に直接支給し、その支給相当額を甲が乙に対し、賞与支払い月に請求するものとする。

2 賞与計算期間の中途において赴任もしくは帰任が発生した場合は、その期間の月数割合に基づき分担する。ただし、月の中途において赴任もしくは帰任が発生した場合は、日数割合に基づき分担する。

(通勤費支給の原則と負担区分)

第10条 通勤費の取り扱いは、乙の基準により乙が丙に支給する。

(住居手当の負担区分)

第11条 丙が乙の業務に従事するために賃借し居住する住宅にかかる経費（以下「住居手当」という。）の取り扱いは、甲の基準により甲が丙に支給し、その支給相当額を甲が乙に請求するものとする。ただし、家賃・共益費等住居の経費以外の経費は除く。

(出張旅費等)

第12条 出張旅費・日当等の支給は、乙の基準に従い、乙が丙に支給する。

2 丙の出勤による赴任、および復職による帰任の費用（旅費・赴任手当・移転料等）は乙の基準で取り扱うこととし、費用は乙が負担するものとする。

(社会保険の付保と負担区分)

第13条 社会保険は次により付保する。

- (1) 健康保険、介護保険、厚生年金保険、および雇用保険については甲において付保し、その保険料の事業主負担分は乙の負担とする。
- (2) 一般拠出金については乙において付保し、その保険料は乙の負担とする。
- (3) 労災保険については乙にて付保し、その保険料は乙の負担とする。

(教育研修の負担区分)

第14条 丙に対する研修は、乙の都合によるものについては乙の裁量で行い、その費用は乙の負担とする。甲の都合によるものについては、乙の了承を得て行いその費用は甲の負担とする。

(福利厚生)

第15条 丙に対する福利厚生については、原則として甲の制度を適用し、その費用は甲の負担とする。

(費用支払期限)

第16条 丙に係わる乙の負担すべき費用の支払いは、甲から費用発生月の翌月●日までに乙に請求し、その請求に基づき、費用発生月の翌月末日までに甲の指定する口座宛振り込むものとする。ただし、3月分において甲は乙に3月末までに概算費用の請求を行い、4月に精算費用の請求を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 契約期間内に契約解除を行った場合には、丙は速やかに甲に復職し、本契約に定める未払い負担額については、甲の請求に基づき乙が速やかに支払うものとする。

(疑義)

第18条 本契約に定めのない事項および本契約に関し疑義が発生した場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上、甲・乙各1通を保有する。

平成●●年 ●月 ●●日

甲（住所） ○○××△△ □-□□-□
▲▲病院
理事長 ● ● ● ●

乙（住所） ○○××△△ □-□□-□
◆◆病院／診療所
理事長 ● ● ● ●

